

日野町告示第 3 7 号

特定工場等において発生する騒音の規制基準について

騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）第 4 条第 1 項の規定により、同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域における特定工場等において発生する騒音の規制基準を次の通り定め、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

平成 2 0 年 3 月 2 6 日

日野町長 藤 澤 直 広

（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 1 0 時まで	午後 1 0 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	4 5	5 0	4 5	4 0
第 2 種区域	5 0	5 5	5 0	4 5
第 3 種区域	6 0	6 5	6 5	5 5
第 4 種区域	6 5	7 0	7 0	6 0

備考

- 1 区域の区分を表示する図面は、日野町役場住民課に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 2 第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院および同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館ならびに老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 2 0 条の 5 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 5 0 メートルの区域内における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。